

令和3年度 第1回弥富市都市計画審議会 会議録

日 時 令和3年10月13日（水） 午前10時から午前12時まで  
場 所 弥富市役所 本庁舎3階 大会議室A B  
委 員 大原 功 委員、三浦 義光 委員、伊藤 肇章 委員、服部 知治 委員、  
東嶋 とも子 委員、平野 隆久 委員、黒宮 薫 委員、百合草 信夫 委員、  
八木 春美委員、竹川 彰委員、今泉 明久委員、  
大村 真也交通課長（代理出席）  
弥富市 安藤 正明市長、村瀬 美樹副市長、伊藤建設部長  
事務局 三輪都市整備課長、高柳主査、大河内技師、大野専門員  
傍聴人 5名（議案第2号より）

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 審議会委員紹介

4. 会長選出 指名推薦より、服部知治委員が会長選出

5. 会長あいさつ

6. 職務代理者の指名

7. 議題

議案第1号 弥富市都市計画審議会会議運営規程等について

議案第2号 名古屋都市計画道路の変更について

(8・7・783号弥富駅自由通路の追加)

議案第3号 名古屋都市計画生産緑地地地区の変更について

議案第4号 市街化調整区域内地区計画ガイドラインについて

議案第5号 弥富市都市計画マスタープランの土地利用方針について

8. その他

9. 閉会

## 【議事要旨】

### ■議案第1号

会 長：議案第1号として、「弥富市都市計画審議会会議運営規程等について」事務局より説明を求めます。

#### — 議案第1号 事務局説明 —

会 長：ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

(意見なし)

会 長：特段ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。  
議案第1号につきまして、原案のとおり承認することに対して賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

#### 【議案第1号 原案通り可決】

会 長：それでは、会議運営規程および傍聴要綱が承認されたということで、ただいまから傍聴人の入室を認めたいと思います。

(傍聴人の入室)

### ■議案第2号

会 長：それでは、議案第2号として、「名古屋都市計画道路の変更について」事務局より説明を求めます。

#### — 議案第2号 事務局説明 —

会 長：ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

委 員：自由通路の幅員が南側は6 m、北側は8 mとなっているがなぜ違うのか。  
また、階段部についても南側、北側の幅員が異なっている。

事務局：自由通路の北側の幅員が8 mの理由としましては、通路幅員に加えて両側にメンテナンスデッキがあるためです。一方、南側の幅員が6 mの理由としましては、メンテナンスデッキが片側のみしかなく、もう片方には橋上駅舎があるためです。こうした理由から、北側と南側で都市計画決定する幅員が異なります。また、階段部についても構造上の違いより都市計画決定する幅員が異なります。なお、通路の有効幅員は3.5 mであり、南側北側の幅員の違いはありません。また、階段部の有効幅員についても、2.5 mとなっており、こちらも南側北側の幅員の違いはありません。

会 長：事務局からの説明としましては、自由通路の有効幅員としては、2階部分が3.5 m、階段部分が2.5 mで統一されている。ただし、都市決定するのにあたっては、この有効幅員を保つための構造物が必要であり、その幅員を含めると南側は6 m、北側は8 mである。通常、都市計画決定するのにあたっては、外回りなどを含めた必要な部分すべてに関して都市計画決定することが必要である。

委 員：自由通路は安全性をもってやるべきである。災害対策はしているのか。

事務局：自由通路自体は約50 m程度の杭を打ち、耐震性は十分備えています。  
また、自由通路の2階部分の高さは約6 m程度あり、津波の浸水深など、各種ハザードの高さ以上を有しているため、有事の際は一時的な避難場所としても活用できると考えています。

委 員：自由通路の区域内に農協の敷地は入っているのか。

事務局：一部入っております。

委員：自由通路を整備するのにあたって、都市計画決定する理由はなにか。また都市計画決定するどのような効果、メリットが得られるのか。

事務局：都市計画決定する理由としましては、平成21年6月に「自由通路の整備及び管理に関する要綱」が定められており、その中で、管理者及び管理形態等により位置付けが明確に定められました。

その要綱の中で、地方公共団体等の都市基盤整備事業者が、今回のような市街地分断の解消や踏切対策等のまちづくりの一環として整備、管理する自由通路は、安定的に公共の交通に資するため、公物としての管理が必須であることから基本的に道路法上の道路とし、都市計画に定めることを基本としているため、都市計画決定するものです。

また、都市計画道路として決定する効果としましては、将来の道路事業の円滑な施行を確保するため建築制限を行うことができ、また土地利用や都市施設の計画の調整を図ることにより、総合的、一体的に都市の整備、開発を進めることができるようになります。

委員：今回の弥富駅自由通路の都市計画決定の位置については、北側はすでに都市計画決定されている弥富駅北口駅前広場に接続し、南側はJR弥富駅の既存の駅前広場に接続する位置となっています。

近鉄弥富駅北側には、弥富駅中央駅前広場が都市計画決定されているが、鉄道駅等交通結節点においては、複数の交通機関の乗り継ぎが円滑に行えるよう、必要に応じ駅前広場等の交通広場を設けるのが望ましいと考えるが、今後、JR弥富駅南側について交通広場等の計画などの検討は行うのでしょうか。

事務局：JR弥富駅南口には、面積としては小さいですが、交通広場として一般乗降場や福祉タクシーの乗り場を整備して、自動車交通の円滑化を図ります。また、近鉄弥富駅への乗換も考慮し、歩道空間も設けてまいります。

しかし、それだけでは駅前の空間としては十分ではないと考えますので、委員か

らもご指摘のございました、JRと近鉄弥富駅に挟まれた区域内に都市計画決定されております「弥富駅中央駅前広場」につきまして、位置や大きさ、形、機能などについて現在検討を進めており、この中央駅前広場を含めた駅周辺のまちづくりを自由通路整備後に推進してまいります。なお、このまちづくりに関しては、令和元年度より地元の地権者の方々の意見を聞きながら協議を進めております。

委員：都市計画道路の変更については、議会の方でも事前に説明を受けております。議決議案ではないので報告という形で説明を受け、それぞれ質疑の方はさせていただいている。しかしながら、市民の皆様には、ここ1、2年で急にこの話が持ち上がってきたように受け取られていると思う。

この事業については、東日本大震災前から話はあったが、震災後は、防災減災に力を入れ、一時、計画が凍結されている状況であった。その後は、平成28年の施政方針で改めてこの事業が提出され、そして平成30年の第2次弥富市総合計画でも提出され、平成28年度以降の議会にて、関係予算等々審議し、その都度可決し、承認している。

委員：踏切の拡幅のご意見について、市民の皆様からたくさん出ているが、見通しとしてはどうなのか。

事務局：踏切の拡幅について、これまで説明会、意見交換会を実施した中でも様々な意見をいただいています。踏切拡幅にあたっては、踏切部分のみ拡幅すればよいというわけではなく、踏切前後の道路拡幅や歩道の設置が必要となり、道路の整備を含めた面的な整備が必要となってきます。過去にも踏切拡幅や道路拡幅を含めた区画整理事業の検討を進めましたが、地権者の土地を譲っていただくことや、さらにはその方たちへの代替地が必要となることなどから、地権者全員から理解が得ることができませんでした。そのようなこともあるため、現在は踏切拡幅、道路拡幅の事業化には至っておりません。

委員：今後についても、拡幅の見込みはないのか。

事務局：自由通路整備をした後に、引き続き J R 弥富駅と近鉄弥富駅の間の駅前広場を整備しつつ、区域を徐々に拡大し、区画整理事業を進め、将来的には踏切幅に繋げていきたいと考えているが、明確な幅時期を今、申し上げることができません。

しかしながら、市としても他に何もしていないわけではなく、今年度に、踏切道改良促進法という法律が改正され、その中で危険な踏切として国から新たに法指定を受けることができるようになりました。そこで、東西の3つの踏切について、鉄道事業者と協議を重ね、相手方の了承が得ることができ、国に申請し、今回、法指定を受けることができました。法指定を受けることによって、鉄道事業者側としても危険な踏切という認識をしていただき、踏切幅についても、その他の踏切よりは順位が上がっているのではないかと考えています。以前まではなかなか法指定を受けることができなかったが、今回の法改正に併せて、法指定の踏切となりました。

会 長：そのほかにご意見ございませんか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

議案第2号につきまして、原案のとおり承認することに対して賛成の方は挙手願います。

(挙手多数、反対1名)

【議案第2号 原案通り可決】

### ■議案第3号

会 長：それでは、議案第3号として、「名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」事務局より説明を求めます。

#### — 議案第3号 事務局説明 —

会 長：ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

委員：生産緑地を解除した場合は、税金はどうなのか。

事務局：現在は農地並みの課税をかけておりますが、来年以降、5年をかけて宅地並みの課税に戻していきます。

委員：この方から生産緑地の解除の申出があったのか。

事務局：営農できない旨の申請がありました。そのため、手続きをし、3月10日行為制限の解除がなされました。

会長：そのほかにご意見ございませんか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

議案第3号につきまして、原案のとおり承認することに対して賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

【議案第3号 原案通り可決】

#### ■議案第4号、議案第5号

会長：それでは、議案第4号「市街化調整区域内地区計画ガイドラインについて」および議案第5号「弥富市都市計画マスタープランの土地利用方針について」事務局より説明を求めます。

#### — 議案第4号、第5号 事務局説明 —

会長：ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

委員：公共施設跡地の活用ということだが、今回マスタープランで位置付けした箇所の面積は確定しているのか。

事務局：公共施設跡地のすべての面積を活用するのではなく、分筆してから一部分を活用する場合もありますので、まだ面積は確定しておりません。

委員：活用する面積は確定していないと認識しておけばよいか。

事務局：その通りでございます。

委員：農家は土地を持っているだけで負担である。弥富 I C から何キロ圏内まで物流センターとして土地利用できるのか。

事務局：一般的な基準としては、1キロ、および、5キロの範囲で土地利用が可能であります。

委員：市の方で公共施設の再配置計画を進めていく中で、廃止していく施設もあると思います。そのため、今回以外の地区の公共施設跡地を活用するために、その都度、都市計画マスタープランの変更を行うのでしょうか。

事務局：今回、都市計画マスタープランの全体構想の中に、公共施設跡地の活用についての方針を追記させていただきました。そのため、今後は、この方針に基づき、公共施設跡地について活用は可能であると考えております。

しかしながら、土地利用を図るのにあたっては、地区計画を策定する必要がありまして、その過程において、愛知県と協議し、都市計画マスタープランの個別具体的な位置付けが必要であると判断された場合には、必要に応じて変更する可能性はございます。

会長：そのほかにご意見ございませんか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

議案第4号、第5号につきまして、原案のとおり承認することに対して賛成の方は挙手願います。



(全員挙手)

【議案第4号、議案第5号 原案通り可決】

■その他

事務局：次回の都市計画審議会の予定は令和4年5月頃予定している。

以上